

第1章 計画の基本的事項

1-1 緑の基本計画とは

都市における良好な生活環境を形成するためには、緑（樹林地や草地など）の保全、公園の整備、民間施設や公共施設の緑化等により、緑の保全・創出を計画的に進めていくことが必要です。

緑の基本計画とは、地域の特性に合わせて、市民、事業者、行政が協力して緑の保全・創出に関する施策や取組を総合的に展開していくために、市町村が策定する計画です。

1-2 計画策定の背景と目的

計画策定の背景

近年、気候変動を背景とした激甚化・頻発化する自然災害への対応、ゼロカーボンの実現、ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を止め、回復傾向へと向かわせること）など、特に環境、防災に関する取組の充実や、Well-being（ウェルビーイング：幸福度）の向上、子ども施策の推進等、より暮らしやすい社会をつくっていくことが国全体で大きな課題となっています。これらの課題に対し、緑地の持つ機能を活かした取組を進めていくことが、国が策定した「緑の基本方針」などにおいて、重視されています。

また、本市では人口減少が進む中、持続可能な都市づくりを進めることが重要な課題であり、市民・事業者・行政が連携・協働して、緑を活かしたまちづくりを着実に推進していくことが求められています。

計画策定の目的

「富士市緑の基本計画（第二次）」（以下「前計画」という。）が令和7（2025）年度末に満了することを受け、様々な背景を踏まえつつ、特に次の点を考慮しながら環境や社会の変化に対応した新たな緑の方針を定めることにより、持続可能な都市づくりを進めていくことを目的として、緑地の保全と緑化の推進に関する本市にふさわしい基本計画として「第三次富士市緑の基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

<特に考慮した点>

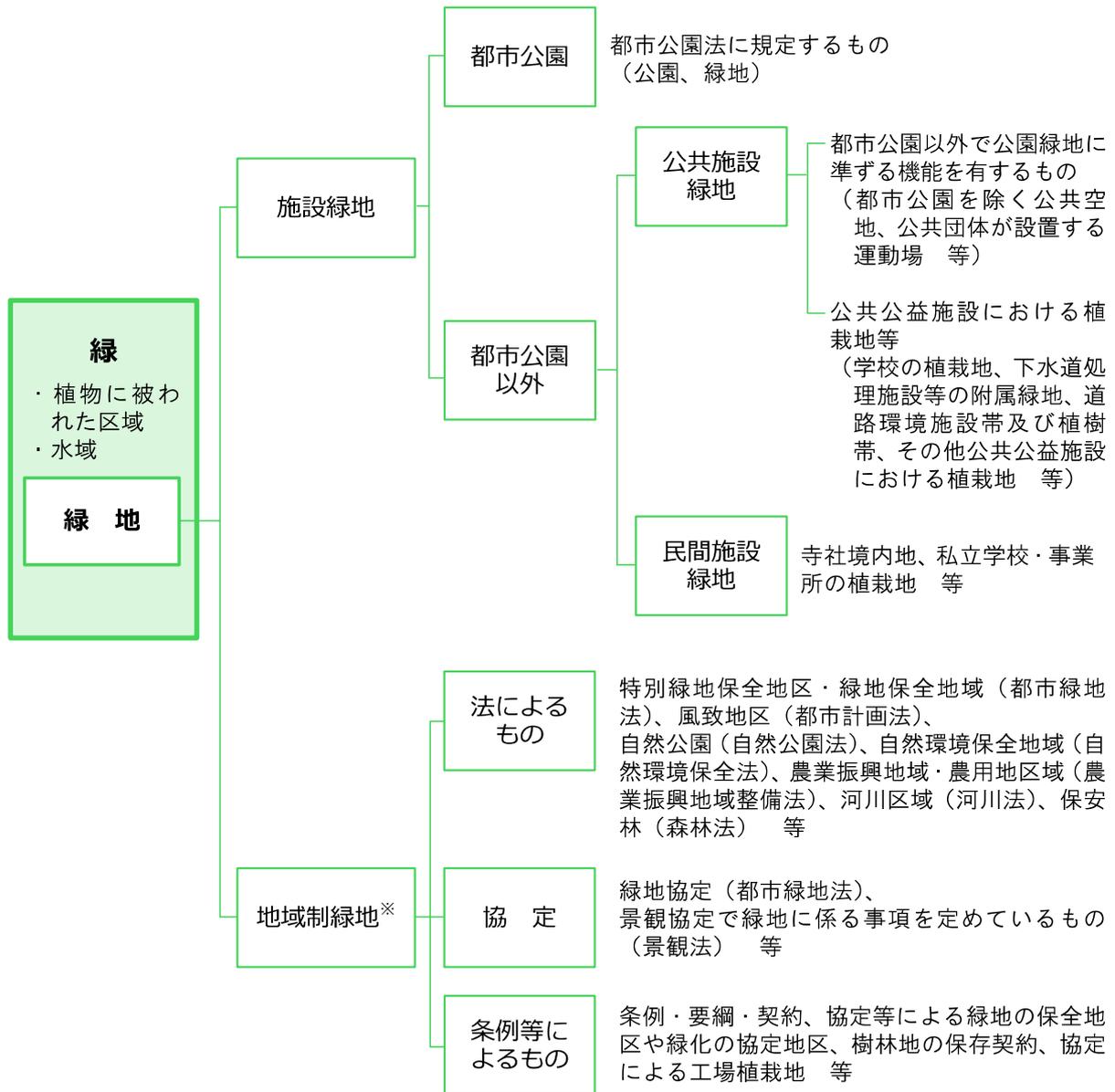
- 国の「緑の基本方針」、上位計画である第三次富士市都市計画マスタープランをはじめとする国、県、市の新たな動きへの対応
- 市民、事業者の幅広い意見の反映と、協働の更なる推進
- これまでの取組を踏まえた、施策の選択と集中
- 指標の見直しと取組の進行管理を考慮したアクションプランづくり

1-3 対象とする緑

本計画では、次のものを「緑」と表します。

- ・ 樹林地や草地、公共施設や住宅の庭先、事業所の植栽地、農地など植物に被われた区域
- ・ 河川、池沼、湧水地などの水域

「緑」のうち、本計画において施策が対象とする「緑地」は次のように分類されます。



※地域制緑地…一定の土地の区域に対して、法律や条例により土地利用を規制することで、緑地を保全する制度のこと。

図1.1 対象とする緑

1-4 緑の機能

本市には、富士山麓の広大な樹林地、郊外の水田や畑、市街地にある公園や街路樹、公共施設・住宅・事業所に植えられた樹木や草花、河川、湧水地など、多種多様な緑が存在しています。

これらの緑は、次の機能を果たすことで、環境にやさしく、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりに貢献しています。

環境保全

- 大気の浄化
- 二酸化炭素の吸収
- 騒音・振動の緩和
- 水源のかん養
- 動植物等の生息・生育環境の保護
- ストレスの少ない住環境の実現

等



防 災

- 地震・火災等の災害時における避難路・避難場所
- 延焼の遅延や防止
- 雨水の一時貯留・浸透による浸水被害の軽減
- 被災後の応急復旧及び救援活動の拠点

等



レクリエーション・コミュニティ

- 市民の交流の場
- 子どもの遊び場
- 運動・健康づくりの場
- 散策・休憩の場
- 自然とのふれあい

等



景 観

- 雄大な富士山を望む自然的景観の形成
- 富士市のシンボルとなる都市景観の形成
- 里山をはじめとする緑豊かな風土景観の形成
- 都市化により視覚から受けるストレスの緩和

等



1-5 計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法に基づいて市町村が定めることができる「都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」です。

本計画は以下のとおり位置付けられ、国や県の動向と、本市の上位関連計画を踏まえ策定しました。

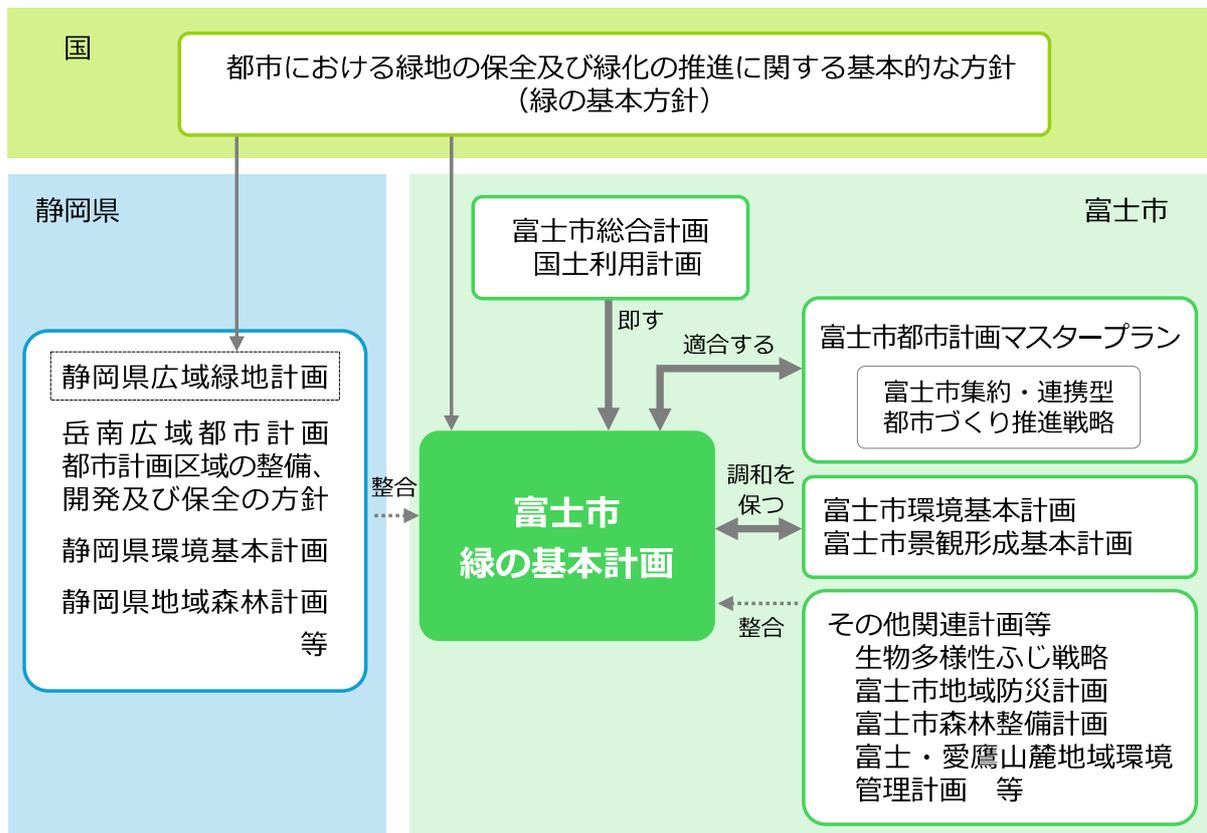


図 1.2 計画の位置付け

1-6 計画期間

本計画の目標年度は、令和 17 (2035) 年度とします。

ただし、社会経済情勢の変化、市民の意向等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適切な見直しを図ります。

1-7 計画対象区域

本計画の対象区域は、富士市（都市計画区域）とします。

1-8 前提とした国・県等の動向及び前計画の検証

(1) 国の動向

①都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）

国土交通省は令和6（2024）年12月に「緑の基本方針」を策定し、「人と自然が共生し、環境負荷が小さく、Well-beingを実感できる緑豊かな都市」を将来的な都市のあるべき姿としました。個別目標にはカーボンニュートラル、ネイチャーポジティブ、Well-beingの実現が示され、多様な主体の連携や民間資金の活用が重要としています。市町村には、これらを踏まえた緑の基本計画の策定や都市公園の整備・管理を求めています。

②グリーンインフラの実装

「グリーンインフラ」とは、「自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの」です。国の「グリーンインフラ推進戦略2030」では、グリーンインフラの活用が当たり前の社会を目指し、市町村の緑の基本計画にもグリーンインフラを取り入れ、地域における取組を促進することを求めています。

③都市公園の柔軟な管理運営

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースの新たな時代に向けた基本的考え方と施策の方向性を取りまとめた平成28（2016）年の検討会報告を受け、国は平成29（2017）年に都市公園法を改正し、公募設置管理制度（Park-PFI）などの新たな制度を創設しました。これらを利用し、官民の連携による公園施設の設置が行われていますが、柔軟な管理運営や社会の変化（デジタル化やコロナ禍）への対応には課題が残っています。

こうした背景から令和4（2022）年に新たな検討会が設置され、「使われ活きる公園」を目指す新たな提言がまとめられ、3つの変革（まちの資産化、個性の活用、共創）と、それに基づく3つの戦略・7つの取組が提示されました。

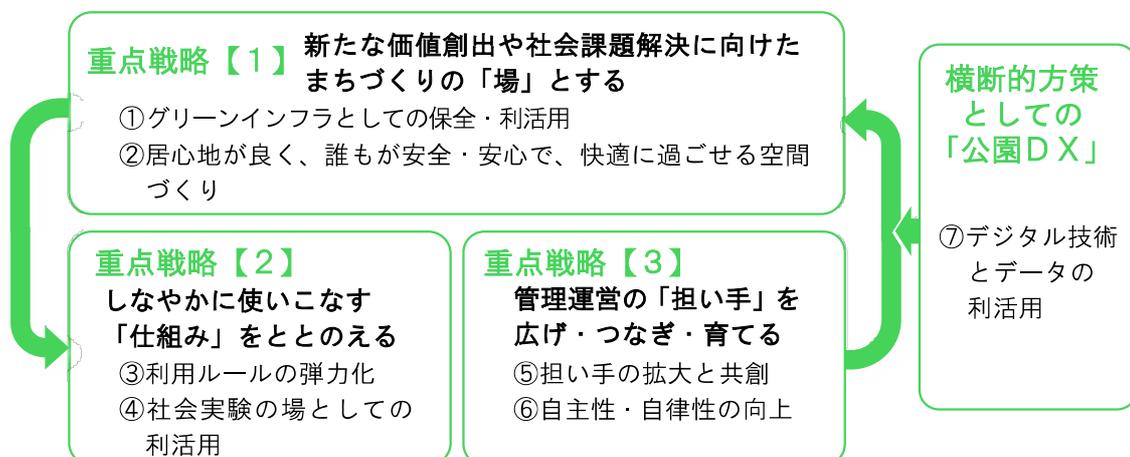


図1.3 都市公園新時代に向けた重点戦略

（「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言（本文）」及び「同（概要）」を基に作成）

(2) 県の動向

○岳南広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和8年3月改定予定）

さらに進む人口減少と少子高齢化、地球温暖化、頻発・激甚化する自然災害、住民ニーズの多様化などに対応する必要があることを踏まえ、効率的な都市活動の実現、脱炭素社会の構築、安全な都市空間の形成、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進による都市サービスの高度化などを図るため、都市機能や居住を集約する拠点を中心に、集約連携型都市構造の実現を目指としています。

<自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針の「基本方針」（要点）>

- ・ 区域の特性を活かしながら、生物多様性の保全、良好な景観の形成、気候変動への対応など自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるため、グリーンインフラの取組を推進する。
- ・ 恵まれた自然環境の保全を図る。
- ・ 今後さらに多様化する余暇活動に対するレクリエーション施設などの整備、地震などの災害に対応する避難地・避難路などの確保が重要な課題となっており、富士山の自然環境を保全・活用し、自然と調和した土地利用を展開することにより、緑と潤いのある良好な都市機能を有する都市の形成を図る。

(3) 本市の上位関連計画

都市緑地法及び国の示す「緑の基本方針」の個別目標を踏まえ、整合を図ることが求められる本市の計画等について整理しました。

①第六次富士市総合計画（令和4（2022）年3月）

社会経済情勢の著しい変化が予想される中、目指す都市像を「富士山とともに輝く未来を拓くまちふじ」とし、地域をリードする中核的な都市として、地域全体の持続的発展と魅力向上を図るほか、SDGs未来都市として、経済・社会・環境の三側面が調和した持続可能な未来を切り拓いていくことを目的としています。

②第三次富士市都市計画マスタープラン（令和6（2024）年3月）

基本理念を「富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたい都市づくり」とし、今後の都市づくりを総合的・計画的に進めていくため、5つの分野に基本方針を定めています。

このうち、都市環境の基本方針では、豊かな水、緑の保全と活用による自然環境と調和・共生した都市環境の維持・創出や、公園の整備、維持管理及び見直しの推進などを基本的な考え方としています。

③第三次富士市環境基本計画（令和3（2021）年3月）

環境問題や社会情勢の変化に対応するため「第三次富士市環境基本計画」を策定しました。令和32（2050）年度の環境像を「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」、令和12（2030）年度の将来像は「ふじ・水循環共生圏2030」とし、水循環を軸に脱炭素・自然共生・循環型社会の実現を目指しています。緑に関しては、生物多様性の保全、森林や緑地の適正管理・創出、緑化の推進などを重点項目としています。

④生物多様性ふじ戦略（令和2（2020）年3月）

生物多様性の減少や環境の変化に対応するため、「生物多様性ふじ戦略」を策定しました。令和32（2050）年の将来像を「いきものと深くつながり、めぐみあふれるまち ふじ」とし、令和12（2030）年までの目標に「生物多様性への理解の浸透と未来へつなぐ取組みの推進」を掲げています。多様な生物や生態系を守っていくため、社寺林などの樹林の保護・維持管理、事業所や家庭における生物多様性に配慮した緑化の推進など、緑の保全・緑化に関する取組を位置付けています。

（4）SDGsへの貢献

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までにより良い世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲット（具体目標）で構成されており、本計画の取組は、主に目標3・6・11・13・14・15・17の実現に貢献します。



図1.4 本計画の取組が貢献するSDGsの目標

(5) 前計画の検証（施策の進捗状況）

前計画は、4つの基本方針に沿って22の基本施策を設定し、69の取組を位置付け、緑地の保全、公園の充実、緑化の推進を、市民・事業者・行政の協働で進めてきました。その成果を測るため、市民満足度に重点を置いた22の成果指標を設定しました。

成果指標の目標達成状況と、取組の進捗状況は次のとおりです。

①成果指標の目標達成状況

22の指標中、19指標が目標値と開きはあるものの、近づく方向で推移していました。また、2指標が前計画から変化なし、1指標で目標値と現況（令和6（2024）年度）に乖離が見られました。

市民満足度に関する目標値について、多くの取組が順調な経過を見せ、成果指標も目標値に向けて推移しましたが、現状値の1.5～3倍程度と大きく引き上げる値に設定したことが、多くの指標で目標値と現況が離れている主な要因です。

本計画では、進捗管理を適切に行うよう、過去の推移も踏まえ施策の成果を的確に示す指標及び目標値を設定し、中間段階での検証を行うことが必要です。

②取組の進捗状況

69の取組中、59の取組が順調に推移しました（令和5（2023）年度末時点）。

実施したものの進捗に課題のある取組は、比奈公園の整備など7件、未着手の取組は公園のストック再編など3件でした。

課題のある取組、未着手の取組については、国や県の最新動向、本市の緑を取り巻く状況などを踏まえ見直すとともに、引き続き必要性の高い取組については実施手法を再検討することが必要です。

表1.1 前計画の施策の進捗状況 (単位：件)

基本方針	①成果指標の目標達成状況			②取組の進捗状況			
	目標値に 近づく方向 で推移	変化なし	目標値と 乖離	取組を実施・継続		未着手	
				経過は 順調	順調に進ん でいない		
1	うるおいある生活環境と 災害に強いまちを支える 緑と水を守ります	5	—	—	22	2	—
2	身近な公園、特色ある公園 を充実します	7	—	—	9	3	3
3	富士山を望むまち並みを 彩る花と緑を育てます	6	1	—	13	—	—
4	市民、事業者と協力して 花と緑にあふれるまちを つくります	1	1	1	15	2	—
計		19	2	1	59	7	3